【規程番号　神女大短Ⅰ－010－(3)】

神戸女子大学・神戸女子短期大学
公的研究費不正防止計画推進委員会規程

（設置）

第１条　本学に、公的研究費の不正防止計画を推進するため、神戸女子大学及び神戸女子短期大学における公的研究費の取り扱い及び不正使用防止に関する規程（以下「不正防止に関する規程」という。）第６条に基づき、公的研究費不正防止計画推進委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について審議し、及びこれらに関し、必要と認められる事項について、不正防止に関する規程により改善策等の指導・助言を行う。

(1) 不正発生要因の把握及び分析に関すること。

(2) 改善策の策定に関すること。

(3) 不正の適切なチェック体制の構築に関すること。

(4) 不正防止計画の進捗状況の把握に関すること。

(5) 不正防止の推進に係る情報収集に関すること。

(6) その他不正防止に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、最高管理責任者（学長）を委員長とし、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 統括管理責任者（副学長）

(2) コンプライアンス推進責任者（各学部長、短期大学部長、研究科長及び学術研究推進部長）

(3) 事務管理責任者（総務企画部長）

(4) 総務企画部総務課長（大学庶務担当）

（委員以外の者の出席）

第４条　委員長が、必要があると認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務担当）

第５条　委員会の事務は総務課（大学庶務担当）が行う。

（改廃）

第６条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学公的研究費不正防止計画推進委員会規程及び神戸女子大学短期大学公的研究費不正防止計画推進委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）

附　則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。